

「いじめのない豊野のなかま」を 確実なものとするために

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立豊野中学校

(平成 26 年 4 月 1 日施行)

令和 2 年 4 月 1 日改訂版

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	3
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	3
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	4
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
（1）いじめの未然防止のための取組	5
（2）いじめの早期発見のための取組	8
（3）いじめに対する早期対応	9
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	12
2 重大事態への対応の流れ	12
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13
【資料1】 いじめの防止のための取組チェックリスト	14
早期発見のための教職員用チェックリスト	14
【資料2】 早期発見のための家庭用チェックリスト	15
児童（生徒）、保護者向けの学校生活アンケート	15

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室 うれしい学校」を目指し、学校教育目標である「夢創造」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示す。策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に 記載する。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として、校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、各学年担当、養護教諭で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、個々の事案により学級担任や部活動の顧問が参加可能とする柔軟な組織とする。そして、必要に応じて学校医、学校評議員、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報、収集と記録と共有を行う。
- ④ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む)があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑥ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ⑦ 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ⑧ 学校基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ⑨ 重大事態の発生の際は、学校が行う調査の母体となり、関係機関とも連携して対応する。

また、推進委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。また、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること、等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、推進委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を生徒に理解させる。

また、未然防止の基本的な考えとして、学校は、生徒同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

(ア) 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

- ① 生徒の気持ちを共感的に受け止める。
- ② 居場所をつくる。
- ③ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ④ 規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）

(イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ① 分かる楽しさを与える。
- ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- （ウ）生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- （エ）生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 学習指導の充実

学業不振やその心配のある子供は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、子供が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができることから、次の点に留意して、「基礎基本を身に付けた心豊かな生徒の育成」を目指す。

- （ア）春日部メソッドを基にした授業改善をする。
 - ① 授業の目標やねらいを明確に生徒に提示する。
 - ② 小グループ活動などを取り入れ、言語活動を充実させる。
 - ③ 明確に評価する。
- （イ）学習規律を徹底する。
- （ウ）朝自習・朝読書、テスト前学習会などの学力向上対策を講じる。
- （エ）家庭学習の方法を考えさせ、家庭学習を習慣化させる。

ウ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- （ア）学級の実態を踏まえ、各教育活動で行われる道徳との密接な関連を図りながら「要」としての道徳の時間を充実させることで、心豊かな生徒の育成を図る。
 - ① 「私たちの道徳」を積極的に活用するとともに、計画的な指導に努め、読み物資料の選定や分析、発問や板書等を工夫する。
 - ② 教育環境の整備、豊かな体験活動、家庭・地域などとの連携を推進することで、道徳的実践の場を確保する。
- （イ）「彩の国の道徳」「指導資料集」を活用し、生徒一人一人の自尊感情を高めていく。
- （ウ）「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

エ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
 - ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- (オ) 教職員の共通理解を図るために、いじめや暴力行為の防止に関する校内研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

オ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (ウ) 豊野地区少年育成会の活動を通し、保護者や地域社会との連携を強化する。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について生徒向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

キ 埼玉県が実施する施策への取組

県が行う施策とタイアップして本校でも次の点に留意し取り組んでいく。

(ア) 11月を「いじめ撲滅強化月間」とし、意識の高揚を図る。

(イ) 人権意識の高揚を図る。

- ① 人権作文や人権メッセージの作成等を通して、いじめをはじめとする人権問題を主体的に考えさせる。
- ② 人権作文集や「子ども人権メッセージ」を活用し、生徒会活動や授業等において生徒が主体的に考え、話し合う取組を取り入れる。

ク 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

(ア) 生徒の実態に応じた取組を行う。

- ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
- ② 生徒が主体となって運営する生徒集会

(イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。

- ① 代表者による作文発表 ② 中学生による演劇発表
- ③ ふれあい交流ゲーム ④ 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

(ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。

(イ) 必要に応じて、社会教育課、こども相談課、教育相談センター、越谷児童相談所、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 生徒及び保護者からの情報収集

- (ア) 月に1度、「心と体のアンケート」を実施する。
- (イ) 「心と体のアンケート」から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。その経過や結果は、管理職へ報告する。
- (ウ) 「やりとり帳」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。
- (オ) 二者面談や三者面談（教育相談）を実施する。

(3) いじめに対する早期対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、推進委員会に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て推進委員会に報告・相談する。また、各教職員は、学校基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

推進委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、推進委員会へ情報共有する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

(ア) いじめている生徒への説諭

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

- (イ) 再発を防止するために、生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援

(ア) 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。

(イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる生徒への対応

(ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

(イ) いじめられている生徒の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

(ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

(イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

(ア) 話し合いなどを通して、いじめを考える。

(イ) 見て見ぬふりをしないよう指導する。

(ウ) 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

(エ) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(オ) 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。

(カ) 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらない。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。推進委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

ク 春日部市教育委員会への報告

(ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。

(イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめへの対処

・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害側が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護

者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(6) 学校基本方針の内容の点検と見直し

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

(1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

(2) いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめ

に関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言はしない。学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

(3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。

(4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

(5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童(生徒)や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者に、あらかじめ説明しておく。

(7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている生徒及びその保護者に適切に提供する。

(8) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 関係のあった生徒が深く傷つき、他の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、豊野中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、豊野中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料 1】いじめの早期発見 児童生徒用アンケート、記名式アンケート

(いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック p29,30)

児童生徒用アンケート (8P)

無記名式アンケート例

学校生活アンケート () 年 () 組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問 1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 2 ひやかしやからかい、悪口や脅しなどを言われたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 5 わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかわれたり、けられたりしたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 7 あなたの悪口をメールで送られたり、SNSなどに書き込まれたりしたことがありますか。
【 有る・ない 】

問 8 あなたの友だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか。
【 いる・いない 】

記名式アンケート例

いじめの実態把握のためのアンケート

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

質問項目	1- 有る () 2- 有るが軽い () 3- 有るが軽い () 4- 有るが軽い () 5- 有るが軽い ()
1. 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
2. ひやかしやからかい、悪口や脅しなどを言われたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
3. 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
4. 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
5. わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかわれたり、けられたりしたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
6. そうじや当番をおしつけられたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
7. あなたの悪口をメールで送られたり、SNSなどに書き込まれたりしたことがありますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5
8. あなたの友だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか。	1 - 2 - 3 - 4 - 5

【資料 2】いじめの早期発見保護者用アンケート、家庭用いじめ発見チェックシート

(いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック p32,33)

保護者用アンケート (8P)

いじめの実態把握に関するアンケートについて

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本校では保護者の皆様にアンケート調査を行い、いじめのない学校づくりを生かしてまいりたいと存じます。お手数をおかけして恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

① ○年○月○日から○月○日まで、お子様やその友人がいじめを受けたのを見たり聞いたことがありますか。
【 有る・ない 】

「有る」と答えた方は、「いつ」「どこで」「誰に」「どのように」など、できるだけ詳しく状況を記入してください。

② ①で「有る」と答えた方にお聴きします。
個別に事情を聴く必要がある場合、お子様に直接聴き取りをした方が良いか、保護者様に直接お伺いした方が良いか、どちらかに丸を付けてください。

【 お子様・保護者様 】

年 組 番 児童生徒氏名

保護者氏名

※ ○年○月○日までに封筒へ入れて、担任へ提出をお願いいたします。

家庭用いじめ発見チェックシート

1 起床から登校前

☐ 布団からなかなか出てこなかったり、異音が響きそうであったりする

☐ けたるような、疲れた表情である

☐ いつもと違って朝食を食べようとしない

☐ ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする

☐ 学校に行くのを渋ったり、登校時の集合場所に行きたがらなかったりする

2 登校中

☐ 友達の間で物を持たされている

☐ 一人で登校するようになる

☐ 遠回りして登校している

☐ 途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

☐ 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある

☐ あざや擦り傷があってもその理由を言わない

☐ 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない

☐ いつもより帰宅が遅い

☐ 自転車や持ち物等が壊されている

☐ 学校の話をしなくなる

☐ 外出したがる

☐ プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

☐ 食欲がない

☐ 特定の友達に対する言葉遣いが不自然に冷たい

☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする

☐ お金の使い方が荒くなったり、無駄遣いしたりするようになる

☐ 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく

☐ 買い与えた覚えのない品物を持っている

☐ メールをこっそり見る、覗いている携帯電話に出たがらない

☐ 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる

☐ 家族の話をしなくなる

☐ いじめの話をすると強く否定する

☐ 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする

☐ 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている

☐ 顔がより暗かったり、逆に明るく楽しんだりする感じがする

【資料3】いじめの早期発見 教職員用いじめ発見チェックシート

(いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック p34,35)

教職員用いじめ発見チェックシート

	観察の視点	担当教員
朝の会	☐ 他の子供より早く登校する ☐ 担任が来るまで廊下で待っている ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる ☐ 挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 授業の始めに用具が散乱している ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 班決めなどのとき、話合いの輪に入れない ☐ 係を選ぶとき等、ふざけ半分に推し回されたりする ☐ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その子への配布を嫌がる雰囲気がある ☐ 実験などの後片付けをいつもやらされている ☐ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない ☐ 音楽の授業で歌えなくなる ☐ 内緒話をされている ☐ 不自然に机や椅子が離されている ☐ 不機嫌を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	☐ いつも一人でボツンとしている ☐ 笑顔が見られずおどおどしている ☐ 特に用事がないのによく職員室に来る ☐ 移動教室のとき、荷物を持たされている ☐ 格闘技ごっこなどでやられている ☐ 保健室や相談室に来る回数が多くなる ☐ 授業が始まって教室に戻りたがらない	
給食時	☐ 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある ☐ その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 早食い競争などをやらされている ☐ 配膳を嫌がられている ☐ いつも片付けをさせられている	
清掃時	☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い ☐ 机や椅子が運ばれず、放置されている ☐ 衣服が汚れたり、ぬれたりしている ☐ 清掃後、頻りに授業に遅れてくる	
帰りの会	☐ 持ち物がなくなると、よく訴えに来る ☐ 服が汚れていたり、破けていたりしている ☐ 泣いている、または机に伏せたままにいる ☐ 自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている	

	観察の視点	担当教員
部活動・クラブ活動	☐ 参加しないことが多く、表情も暗い ☐ 一人だけで大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている ☐ ペアの練習で、いつも取り残される ☐ 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする ☐ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い回りにされたりする ☐ 辞めたいなどの訴えがある ☐ 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある ☐ 道具を隠される ☐ 孤立している	
放課後・下校時	☐ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている ☐ 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている ☐ いつも教職員に相談したそうに寄ってくる ☐ 靴や持ち物がなくなっている ☐ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている ☐ 校内の壁などに悪口や書くような内容の落書きをされる ☐ 皆の荷物を持たされている ☐ 盗回りを繰り返す ☐ 一人で帰る	
学校生活全般	☐ 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる ☐ 一人で残って仕事をしている ☐ ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる ☐ 無理に役員を押し付けられる ☐ 宿題や集金などの提出物が遅れる ☐ 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない ☐ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	